阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業

旧河北総合病院跡地の
河北医療財団による解体工事に関する
説明及び意見交換の会

令和8年11月

杉並区　政策経営部　企画課　事業調整担当
杉並区　教育委員会事務局　学校運営課

1. 次第・挨拶・説明者紹介

次　第

１．挨拶・説明者紹介
２．区からの説明
　２－１．区画整理事業の概要
　２－２．当初スケジュール
　２－３．河北医療財団からの申し入れ
　２－４．区と河北医療財団の見解比較
　２－５．区と河北医療財団による協議経過
　２－６．確認書締結に向けた協議
　２－７．地下構造物が存置される範囲図
３．区の考え方
　３－１．地下構造物等を将来除去する場合と
　　直ちに除去する場合の比較
　３－２．存置される地下構造物等に関する区の考え
４．その他
　土壌汚染対策調査結果の報告
５．質疑応答
６．閉　　会

説明者

・政策経営部	事業調整担当部長	髙山　靖	
・政策経営部	事業調整担当課長	中谷　友哉	
・政策経営部	事業調整担当課長	鈴木　伸建	
・政策経営部	施設整備担当課長	郡司　洋介	
・総務部	政策法務担当課長	髙取　将弘	
・教育委員会事務局	学校運営担当部長	小松　由美子	
・教育委員会事務局	学校運営課長	安川　卓弘	
・教育委員会事務局	学校整備担当課長	相馬　吏	
・環境部	環境課長	矢花　伸二	

2-1. 区画整理事業の概要

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の当初計画（令和元年８月）

この地域が抱える主な課題

・病院や杉並第一小学校など**大規模建築物の更新時期を迎えている**
・学校や病院、商店街周辺における歩行者等の**交通安全性の確保**が必要
・商店街への**通過交通や緊急車両の流入**が多い　など

これらの課題解決を図るため

杉並区・欅興産株式会社・社会医療法人河北医療財団の三者で
個人共同施行による土地区画整理事業を実施

■事業の手順（概略）

済	B街区	けやき屋敷等の解体	→	河北総合病院の移転整備
	C街区	→ 旧河北総合病院の解体	→	杉並第一小学校の移転整備
	A街区	→ 杉並第一小学校の解体		*※この間、道路整備も行う*





参考：阿佐ケ谷駅北東地区まちづくりオープンハウス資料

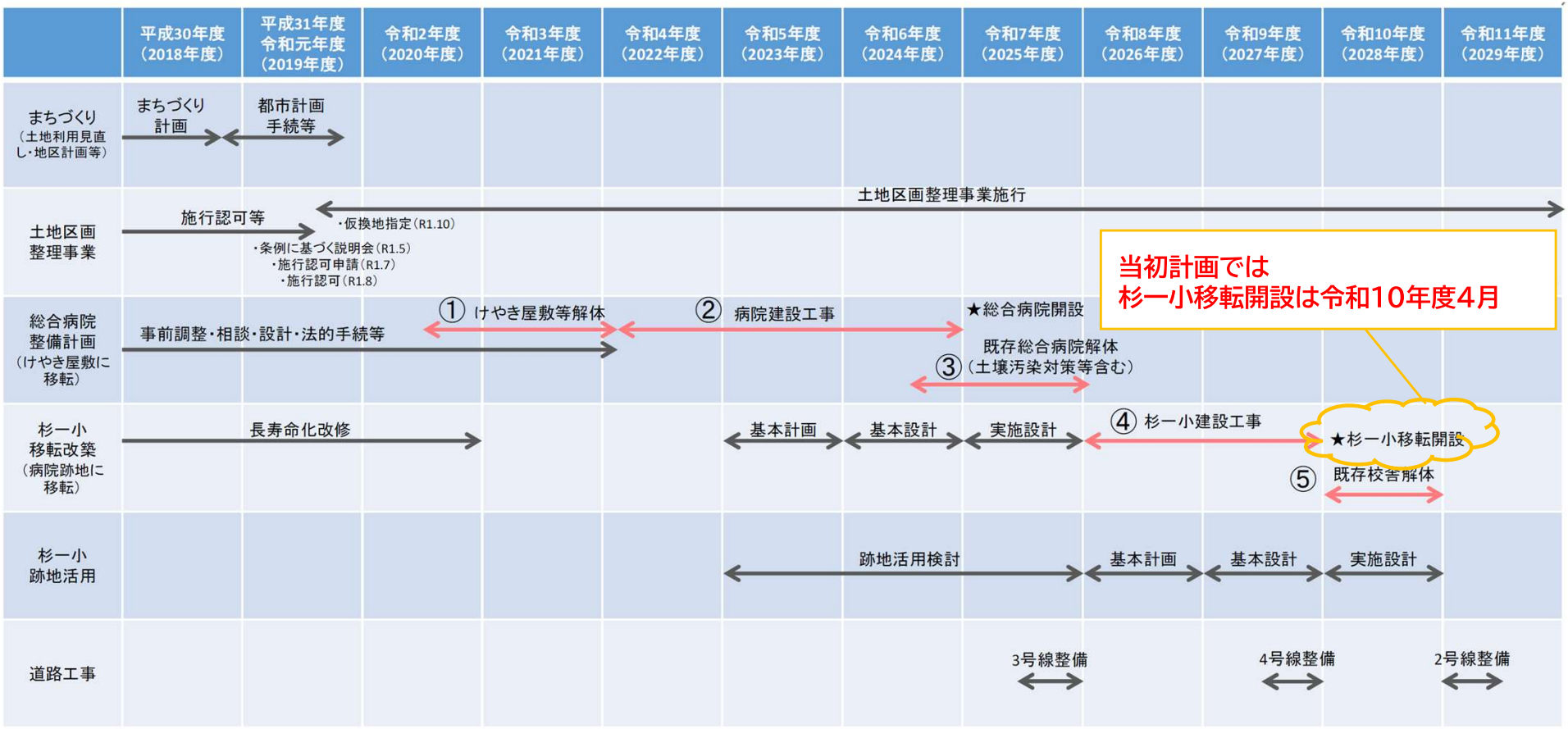

新進会商店街通り


杉一馬橋通り（搬入路整備前）

2-2. 当初スケジュール

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の当初計画

■令和2年(2020年)6月　施行協定書(※)締結時スケジュール



※施行協定書とは
（正式名称「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書」）

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の施行について必要な事項を定め、相互に公正性・透明性の確保に努めるとともに、相互に協力し、当該事業の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とし、締結された協定書であり、総合病院や杉一小の解体・建築を含む全体工事スケジュールも定められている。

2-3. 河北医療財団からの申し入れ

○令和7年（2025年）3月、河北医療財団から区に対し、「杭等の地下構造物等の一部存置」「解体工事の工期延伸」について申し入れがありました。

地下構造物等の一部存置

○阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書では、旧河北総合病院を含め、事業区域内にある建築物等の撤去や移転、建築等についていくつか規定を設けています。

○その中で、とりわけ区と河北医療財団との間で見解が異なっているものが、従前の建築物等の解体工事における「地中障害物に関する費用負担」の項目であり、施行協定書では以下のとおり規定されています。

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書　第7条第1項

現に土地を利用している者は、前条の規定による除去の対象となるもの以外の土地利用に支障となる障害物（杭、コンクリート等構造物、ダイオキシン類、油分等）が存する場合は、すべての物質について除去し、その費用を負担する。

※施行協定書全文は資料編に記載

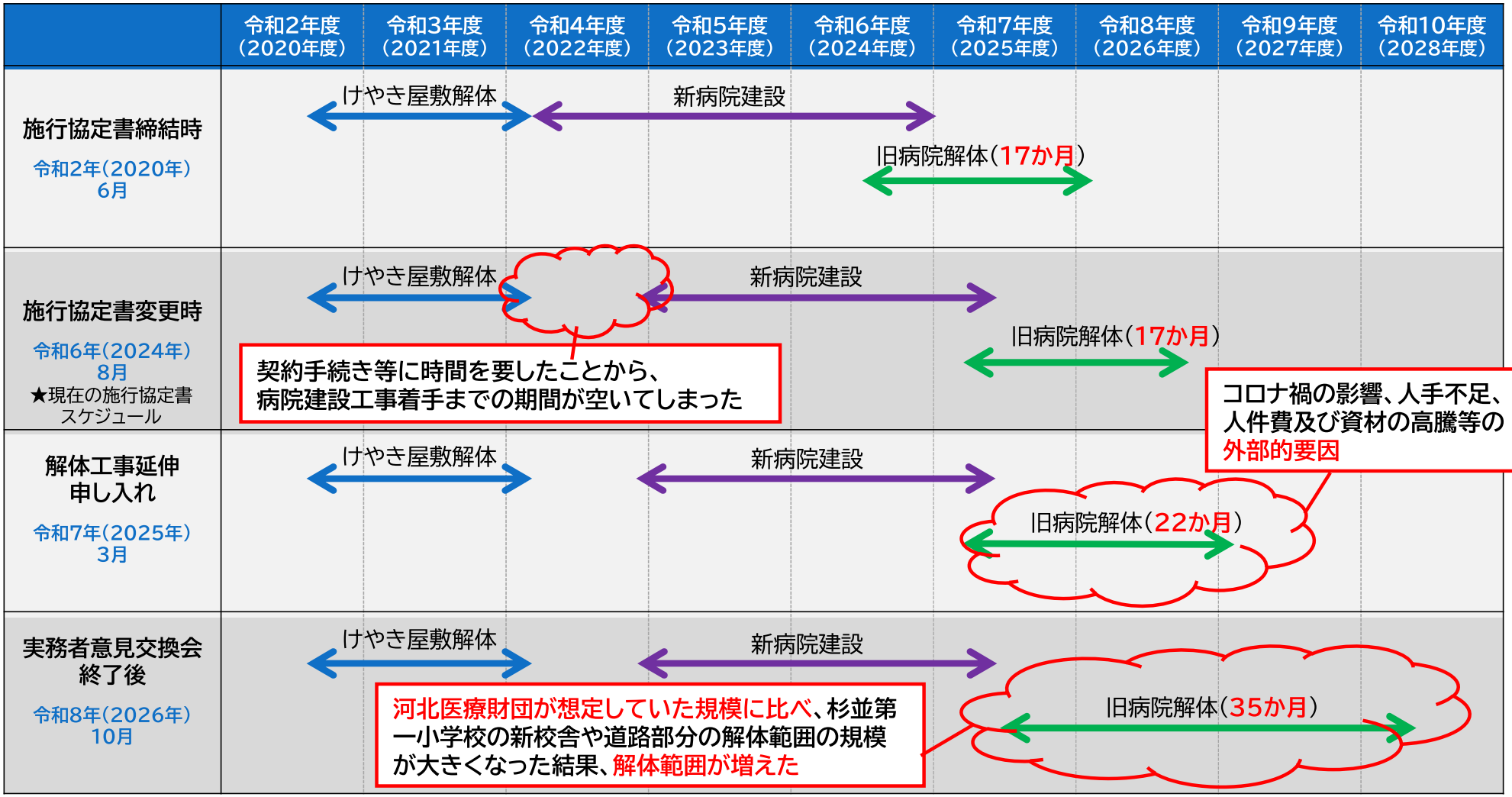


2-3. 河北医療財団からの申し入れ

解体工事の工期延伸

■河北医療財団が提示した病院工事スケジュールの変遷と工事延伸の理由

：河北医療財団が主張する工事延伸の理由



2-4. 区と河北医療財団の見解比較

■旧河北総合病院解体工事に関する区と河北医療財団の主な見解の相違点

	区の見解	河北医療財団の見解
施行協定書 第7条第1項の解釈	現に土地利用している者（河北医療財団）が、**杭等の地下構造物を全て除去し、その費用を負担することを定めている。**	病院跡地は小学校の移転改築先としての利用を想定しており、**小学校建設の支障とならない障害物の除外まで要求していない。**
周辺地盤の安定性	**杭等を全て除去したとしても地盤の強度が著しく低下するとは言えず、除去後の埋め戻しを適切に行うことで強度は確保できる。**	学校建設に支障のない杭まで除去することは、将来、**隣接道路及び近隣住宅地域に地盤沈下を発生させる恐れがあり、近隣住民や近隣住宅の安全性をおびやかす可能性がある。**
土地評価	**杭等の地下構造物が存置された場合には、土地の価値は当然に下がる。**この点については不動産鑑定士に確認をしている。	小学校建設のための土地として用途が確定しており、**その小学校建設に「支障がなく」さらには「地盤の安定に資する」杭等の存置が、「当然に」価値を下げるといえるだけの確たる根拠はない。**
工期の延伸	河北医療財団が示す外部的要因はいずれも、**河北医療財団による病院移転改築工事の工期の変更などを踏まえ全体工事スケジュールの変更を行った令和6年8月以降、新たに発生したことではなく、今回のスケジュールに影響を与える事情とは言えない。**	**解体遅れは多分に外部的要因による**（コロナ禍の経済への影響、ウクライナ侵攻、円安の急激な進行、深刻な人手不足、人件費及び資材の高騰、猛暑日の増加による労働者への配慮等）。外部的要因により具体的な解体工事のスケジュールに影響が生じるまでの間には、ある程度の時間差があるのは当然。

双方の見解の相違を受け、区と河北医療財団との間で協議や文書でのやり取りを重ねてきましたが、双方の見解は平行線をたどっています。

2-5. 区と河北医療財団による協議経過

地下構造物等の取扱い等に関する河北医療財団との協議は平行線の状況が続いたため、これ以上協議が長引き、学校の開校時期が遅れることを避けるため、区は河北医療財団には全ての地下構造物等を除去する義務があることを前提とし、下記のとおり当面の学校建築工事に支障となる地下構造物の位置の確定に向けた協議を行ってきました。



	日付	対象者	内容
令和6年度	令和7年 (2025年)3月	財団→区	・地下構造物等の全てを除去するつもりはない旨の申し入れ ・解体工事の工期延伸について区に申し入れ（一部存置で**5か月延伸**）
令和7年度	令和7年 (2025年)5月	財団→ 施行者会 （※1）	地下構造物等の一部存置と解体工事の工期延伸について報告
令和7年度	令和7年 (2025年)5月 ～ 令和8年 (2026年)7月	区・財団	①二者で実務者意見交換会を実施（全10回） ＜協議事項＞ ・学校建築計画と解体工事の内容確認 ・存置される地下構造物等の位置と構造の確定 ・存置する地下構造物等の図面作成 ・確認書（※2）締結に向けた調整 ②二者間で文書のやりとり 詳細はこちら （区ホームページ）
令和8年度	令和8年 (2026年)10月	財団→ 施行者会	解体工事の工期延伸に要するスケジュールを確定し施行者会に報告 （一部存置で**さらに１年１か月延伸**）
令和8年度	令和8年 (2026年)12月頃	区・財団	確認書（※2）締結予定

※1　施行者会：「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業　規約」において定められた、共同施行者で構成する会。
※2　確認書：河北医療財団が行う地下構造物等の除去の範囲や規模等の基本事項を確認することを目的として締結する文書。詳しくは「2-6確認書締結に向けた協議」ページにて説明。

2-6. 確認書締結に向けた協議

■確認書とは

区と河北医療財団が、当面の学校建設に支障となる地下構造物等の**除去解体の範囲や規模等**について定め、締結する書面
（令和8年（2026年）12月頃　締結予定）

■確認書を締結する意義と位置づけ

地下構造物等の取扱いに関する協議を継続してきたものの、**「地下構造物等の全てを除去するつもりはない」という河北医療財団の見解は変わりませんでした。**このままでは**学校建設に着手できる時期が見通せない**ことから、下記の理由により確認書を締結する予定です。

〇施行協定書第7条について、**少なくとも「当面の学校建設に支障のある範囲は河北医療財団に除去義務がある」**ことは、**区と河北医療財団で解釈が一致している**ことから、区から新校舎の設計内容を河北医療財団に示し、**当面の学校建設に支障となる地下構造物等の位置・範囲を技術的に確定**したうえで、河北医療財団により確実に除去してもらうため。

〇区は河北医療財団から早期に用地の引き渡しを受けることができるため。（ただし、区は河北医療財団が存置する地下構造物等の除去に要する費用を河北医療財団に請求する。）

〇河北医療財団の除去解体工事の状況について、**区が現地確認を行うことができるようにするため**。

※本確認書は、施行協定書**第7条の解釈について、双方の見解を一致させるものではない**。

※**区は、本確認書をもって地下構造物等の一部存置を了承するものではない**。



■主な記載内容（予定）

・図面に示す範囲以外にある全ての地下構造物等を除去解体する。

・解体の実施記録や写真等により、解体実施報告書等を区に提出する。

・本確認書により合意をしたことは、**相互に相手の主張を認めるものではない**。

2-7. 地下構造物が存置される範囲図

■存置される地下構造物（平面図）



3-1. 地下構造物等を将来除去する場合と直ちに除去する場合の比較

	将来除去 一部の地下構造物等を残して学校を建設し、将来取り除く	直ちに除去 地下構造物等を学校建設の前に取り除く
新校開校時期	令和13年（2031年）1月予定	令和14年（2032年）1月予定
	現2年生までが新校利用	現1年生のみ新校利用
建設工事費用	標準 建設工事に早く着手できることでインフレ高進の影響が減る	少し増える可能性 建設工事の着手が遅れることでインフレ高進の影響を受けやすい
除去工事費用	大幅に増える可能性 将来除去することでインフレ高進の影響が大幅に増す	標準 インフレ高進の影響が少ないうちに除去する
現在の学校敷地使用料※	標準 土地を使用する期間が短くなり抑制できる	増える 土地を使用する期間が長くなり約１年分追加でかかる

※令和９年１月以降、杉一小敷地（A街区）の約７割は他の権利者が使用する土地となるため、土地使用料の負担が発生します

｜土地の価値

Q 残す地下構造物等は学校建設に支障がなく、地盤に悪影響もないと思われるので、土地の価値は下がらないのでは？

A 不動産鑑定士より、杭等の地下構造物が残った土地の価値は、当然に下がると指摘されています。

｜地盤への影響

Q 建設に支障がない地下構造物等まで取ると、地盤に悪影響があるのでは？

A 取り除いて適切に埋め戻すことで強度は保つことができます。

除去を将来に先送りする場合、下落した不動産評価額は、**河北医療財団に請求します。**

直ちに除去する場合、学校敷地使用料増、地下構造物等の除去費用は、**河北医療財団に請求します。**

区が地下構造物等を将来除去 する場合と直ちに除去 した場合のスケジュール比較

令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）	令和12年（2030年）	令和13年（2031年）	令和14年（2032年）

将来除去

地下構造物等を残して学校を建設し、将来取り除く

旧病院解体工事 35か月 → 杉一小建設工事 28か月

令和13年(2031年)1月 新校舎開校予定

直ちに除去

地下構造物等を学校建設の前に取り除く

⚠ 地下構造物等除去に ＋ 約1年

旧病院解体工事 35か月 → 地下除去 約1年 → 杉一小建設工事 28か月

令和14年(2032年)1月 新校舎開校予定

1 旧病院解体工事が３年近くかかるようだが、短縮できないか

令和7年に河北医療財団から５か月の解体工期延伸の申し出があって以降、1年近く、区は工期短縮についても協議を続けてきましたが、河北医療財団の見解は変わらず、令和８年(2026年)10月には、一部存置の場合でも更に13か月延伸するとの報告があり、現時点では延べ3年近く要すると聞いています。

2 地下構造物等を取り除くと、更に約1年も必要となるのか？

河北医療財団から地下構造物等の一部を残すとの申し出があったことから、取り急ぎ算出した概算期間です。
今後、皆さまからいただいた意見を踏まえ、これらを取り除くこととした場合は、除去工事にかかる設計を行い、詳細な工期を算出します。

3 学校の建設工事に＋２か月が加わっているようだが何故か？

河北医療財団の解体・除去の遅延により、夏をまたぐ時期がずれ、夏季休工期間を増やす必要が生じたためです。

3-2. 存置される地下構造物等に関する区の考え

区の考え

〇本来、用地は地下構造物等が**全て除去された状態で、河北医療財団から区に引き渡されるべき**

〇河北医療財団がそれを行わないのであれば、区が代わりに、**本来あるべき状態にする必要がある**

区は、施行協定書に則り

存置された地下構造物等を「直ちに除去」する

方向で検討を進めています

〇一方で、学校開設時期への影響も考慮する必要があります。

〇学校関係者をはじめ地域住民の意向も伺いながら、令和9年（2027年）3月を目途に

区が責任を持って判断します。



将来、残った場所に
建物を建てる際、
区民負担で除去するのは
おかしいのでは

地下のものは
よく分からないので
取り除いてほしい

樹木が育つと
根が当たり悪影響が
生じるのでは

これ以上開校を
遅らせるべきではない

財政負担の少ない
方法を取ってほしい

将来に課題を
残さないでほしい

etc.



区民のみなさまのご意見をお聞かせください

4. その他

土壌汚染調査結果の報告

1. 土壌調査結果の概要

(1)調査会社:株式会社東京カンテイ
(2)採取期間:
①分院　　:令和7年(2025年)6月9日～13日
②本館・新館等:令和7年(2025年) 7月22日～30日
(2)実施場所:旧河北総合病院敷地(分院、本館・新館等)
(3)準拠法令(調査方法):土壌汚染対策法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
(4)調査内容:地歴調査及び土壌調査

2. 調査結果

(1)河北総合病院 分院敷地

土壌ガス調査(地下水調査)	
ジクロロメタン	全地点で不検出又は基準以下

表層土壌調査	
六価クロム化合物	全地点で基準以下
シアン化合物	全地点で基準以下
ふっ素及びその化合物	全地点で基準以下

4. その他

（2）河北総合病院 本館・新館等敷地

土壌ガス調査（地下水調査）	
ジクロロメタン	全地点で不検出又は基準以下
テトラクロロエチレン等	全地点で不検出

表層土壌調査	
六価クロム化合物	全地点で基準以下
シアン化合物	全地点で基準以下
ふっ素及びその化合物	全地点で基準以下
ほう素及びその化合物	全地点で基準以下
水銀及びその化合物	全地点で基準以下

○調査の結果、分院敷地及び本館・新館等敷地において**土壌汚染は確認されませんでした。**

○調査対象となった揮発性有機化合物及び重金属等については、いずれも**採取した全地点において不検出又は環境基準以下**であり、安全性が確認されております。

5. 質疑応答

〇**ご質問等がある方は挙手をお願いします。**順番に指名をさせていただきます。職員がマイクをお持ちしますので、**必ずマイクを使用してお話しください。**

〇なるべく多くの方にご発言いただきたいと考えておりますので、最初の一巡目は、**お一人につき3分を目安に**ご質問ください。
時間を大幅に超えた場合にはお声がけをしますので、その際は一旦発言を終えてください。

〇一巡しましたら、終了時間まで、逐次質問をお受けします。

〇今回、特にご意見をいただきたいのは、以下の項目です。
・地下構造物等について、区はそのまま残すべきか、全て取り除くべきか
・そう思った主な理由
※上記以外のご質問等もお受けします。

〇**河北医療財団に対するご質問・ご要望等**については、**河北医療財団から対応する旨了承をいただいていますので**、区から河北医療財団にお伝えします。**回答等が必要な方は、ご連絡先をお伺いしますので、本会終了後、受付までお立ち寄りください。**ご連絡先は河北医療財団にお伝えします。

〇録音、写真撮影、動画撮影、配信はすべて禁止いたします。

5. 質疑応答

○ご意見・ご質問等を書面にて提出できるよう、用紙を用意しておりますので、時間内にお話しできなかった内容がありましたら、そちらをご利用ください。
また、インターネットを利用して、ロゴフォームでも同様にご意見を受け付けています。

※次ページ「おわりに」をご覧ください。

○本日の議事につきましては、区で記録をさせていただいております。後日、ご発言いただいた方が特定されることのないよう要点を取りまとめ、区ホームページに掲載いたします。

おわりに

ご意見等について

紙またはインターネットにて受け付けます。

■紙で提出の場合

受付にて専用用紙と返信用封筒を受け取り、ご記入いただき、後日ご返送ください。

■インターネット提出の場合

右の2次元コードから専用フォームに進んでご入力ください。

投函・入力期限　**12月18日(金)まで**

資料編 （「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書」全文）※別紙除く

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書

阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の共同施行者である、杉並区（以下「甲」という。）、欅興産株式会社（以下「乙」という。）及び社会医療法人河北医療財団（以下「丙」という。）は、本事業の施行に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本事業の施行について、阿佐ヶ谷駅北東地区における個人共同施行土地区画整理事業の実施に関する基本協定書（平成 30 年 11 月 9 日。以下「基本協定書」という。）第３条第２項に基づき、必要な事項を定め、相互に公正性・透明性の確保に努めるとともに、相互に協力し、本事業の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

（本事業の施行地区の区域及び公共施設の整備）

第２条　本事業における各種工事等の施行地区の区域は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業規約（令和元年８月 30 日。以下「規約」という。）第４条に定める事業とし、施行地区の区域は別紙１のとおりとする。

なお、区画道路１号線については、別途、杉並区が道路事業を実施するものとし、当該事業の円滑な実施を図るため、甲、乙及び丙は協力をする。

２　本事業で行う公共施設の整備範囲は、別紙２のとおりとする。

（仮換地指定後の従前の土地の管理者）

第３条　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 98 条第１項の規定により仮換地指定後の従前の土地について、法第 99 条第１項の規定による仮換地の指定の効力発生日から、法第 100 条の２の規定により本事業の施行者が管理するものとする。

２　施行者は、本事業の目的を達成するため、前項の管理権に基づき、仮換地指定がなされた従前の土地の使用を従前のとおり継続させることとし、土地を使用する者に適切に管理させるものとする。

（建築物等の撤去・移転、宅地の開発及び建築等のために必要となる工事を行う者及び費用負担）

第４条　本事業において建築物等の撤去・移転を行う者は別紙３、建築物等以外の撤去、樹木の伐採・伐根、整地を行う者は別紙４のとおりとし、その費用を負担する。

２　宅地の開発及び建築等のために必要となる樹木等の移植、伐採、伐根及び整地は、現に土地を使用している者又は宅地の開発及び建築等を行う者が実施し、その費用を負担する。ただし、本事業で実施する樹木等の移植、伐採、伐根及び整地はこの限りではない。

３　宅地の開発及び建築等のために必要な仮設通路等を設置する場合は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、その仮設通路等を利用する者が必要な関連施設を含め整備及び管理するものとし、複数の関係者がいるときはその費用の負担割合について、関係者間で協議し決定する。

（宅地の開発及び建築等に伴う環境整備）

第５条　宅地の開発及び建築等を行う者は、土地所有者と協力し以下の整備又は必要な行為を行い、その費用を負担する。

一　基本協定書第５条第１項第３号及び、地区計画に基づく、歩道状空地及び沿道緑化等の緑地等の整備

二　東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）に基づく届出及び整備

三　杉並区建築物の建築に係る住環境への配慮等に関する指導要綱（平成 20 年７月 10 日杉並第 19569 号）に基づく協議及び整備

四　東京都文化財保護条例（昭和 30 年東京都条例第 18 号）に基づく届出等

五　杉並区みどりの条例（昭和 48 年杉並区条例第 24 号）による緑化計画の作成及び届出、整備

六　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）に基づく届出等

七　その他法令等に定める申請及び協議、届出、整備、関係機関の要請による行為等

２　緑地１号及び緑地２号の環境整備は、甲、乙及び丙が整備方法等について協議の上、建築を行う者がその建築敷地とする場合はその者が、建築敷地としない場合は、土地所有者が整備及び費用負担を行う。

（土壌汚染対策に関する費用負担）

第６条　既存建築物等の撤去を行う際は、現に建築物等を利用している者が、「土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」（以下「土対法等」という。）の規定に基づき、土地利用の履歴等調査、土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染等が確認された場合には、汚染土壌の除去等の措置を別紙５のとおり実施し、その費用を負担する。

２　河北総合病院跡地の土壌汚染対策については、第１項及び基本協定書第５条第１項第４号に基づき、丙が、周辺の住環境や当該用地を新たな小学校の用地に利用することに十分配慮し、土対法等の規定に基づき、土地利用の履歴等調査、土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染が確認された場合には、汚染土壌の掘削による除去の措置及び埋戻し、整地を実施し、その費用を負担する。

３　第１項及び第２項による対策の実施にもかかわらず、仮換地において関係法令に定める基準を満たさないことが判明したときは、宅地の開発及び建築

資料編 （「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書」全文）※別紙除く

等を行う者は、従前から建築物等を利用していた者に対し、その責任及び負担で関係法令に基づく対策を実施するように請求することができる。なお、具体的な取扱いについては、当事者間で協議し決定する。

4　土地利用の履歴等調査及び土壌汚染状況調査により、当該敷地外への土壌汚染の影響が認められた場合は、汚染原因者の負担を原則として、土対法等に基づく汚染土壌の除去等の措置の実施方法及び負担割合について、関係者間で協議し決定する。

5　第３項及び第４項の規定による従前から建築物等を利用していた者への請求は、仮換地の使用収益開始日から 10 年間を限度とする。

6　宅地の開発及び建築等を行う者の範囲は別紙６のとおりとし、第１項及び第２項以外の範囲については、土対法等の規定に基づき、土地利用の履歴等調査、土壌汚染状況調査を実施し、土壌汚染等が確認された場合には、汚染土壌の除去等の措置を実施し、その費用を負担する。

（地中障害物に関する費用負担）

第７条　現に土地を利用している者は、前条の規定による除去の対象となるもの以外の土地利用に支障となる障害物（杭、コンクリート等構造物、ダイオキシン類、油分等）が存する場合は、すべての物質について除去し、その費用を負担する。

2　宅地の開発及び建築等を行う者は、仮換地において施設整備を行う際、当該地の地中において施設整備に支障となる地中障害物を確認し、除却及び埋戻し、整地を実施したときは、当該除却に要した費用について土地を利用していた者に請求することができる。なお、具体的な取扱いについては、当事者間で協議し決定する。

3　前項の規定による土地を利用していた者への請求は、仮換地の使用収益開始日から 10 年間を限度とする。

（埋蔵文化財に関する費用負担）

第８条　基本協定書第５条第１項第５号に基づき、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び関係法令による文化財確認のための調査又は措置は、別紙７のとおりとし、宅地の開発及び建築等を行う者が実施し、その費用を負担する。

（工事実施の事前確認及び法第 76 条の手続）

第９条　第４条により、建築物等の撤去を行う者は、工事計画書、工事仕様書、安全計画及び工程計画を事前に規約第 11 条に定める施行者会（以下「施行者会」という。）に提出し、確認を受けるものとする。

2　第５条における宅地の開発及び建築を行う者は、法第 76 条の手続きを行わなければならない。

（工事の進捗状況の確認）

第 10 条　第４条による工事の進捗状況について、工事を行っている者は、施行者会の求めに応じ随時報告し、確認を受けるものとする。

（工事完了の確認）

第 11 条　施行者会は、第４条による工事の完了時に確認が必要と認められる場合は、工事を行った者に立会いを求め確認することができる。

2　施行者会は、確認の結果、事前に報告されていた仕様等と著しく乖離がある場合は、手直し又は修繕を求めることができる。その費用は工事を行った者が負担する。

3　前項の工事を行った者は、手直し又は修繕の完了後、施行者会に是正結果を報告し、確認を受けるものとする。

（公共施設の維持管理）

第 12 条　公共施設管理者である杉並区等が道路の管理に必要となる道路標識、街路灯及びその他道路附属物については、歩道状空地に設置することとし、その維持管理に関する管理協定を関係権利者間で締結するものとする。

（全体工事スケジュール）

第 13 条　本事業及び宅地の開発又は建築等を行う者の工事等については、別紙８に示すとおりとする。

2　宅地の開発及び建築等を行う者は、前項のスケジュールを厳守しなければならない。不測の事態によりスケジュールに変更が生じる場合は、速やかに施行者会に報告しなければならない。

（事業費）

第 14 条　本事業の事業費については、事業計画書「第５資金計画書」の収入及び支出を予定し、規約第９条第１項に基づき甲へ立替を依頼した事業費については、相応の金利負担を含め、令和 11 年度に予定する保留地処分金をもって精算するものとし、相応の金利については、甲が借り入れた場合における金利を適用する。

（推進体制及び本協定の権利義務の継承）

第 15 条　甲、乙及び丙は本協定を遵守しなければならない。また、正当な理由なくして一方的に本協定を解除することはできない。

2　甲、乙及び丙は、第２条の施行地区内の土地、建物及び土地に附属する権利等を第三者に譲渡しようとする場合は、事前に他の共同施行者に協議するとともに、本協定書の権利義務について譲渡を受ける者に承継しなければならない。

（守秘義務）

資料編 （「阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書」全文）※別紙除く

第16条　本事業の計画期間及び本事業の実施に伴って、知り得た事項について、関係者の了解なしにこれを漏えいしてはならない。本条に違反して発生した損害は、その起因となった者が責任を負う。

（有効期間）
第17条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本事業の終了認可の日までの期間とする。
２　前項の有効期間が満了した場合であっても、既に発生している本協定上の義務は、当該義務が履行されるまでの間、継続する。

（協議事項）
第18条　本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙の間で協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書を３通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各々１通を保有する。

令和２年６月１９日
令和６年８月　　日（法第１０条に基づく本事業事業計画変更認可日）改正施行

甲　杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区
杉並区長　　岸本　聡子

乙　杉並区阿佐谷北1-6-5
欅興産株式会社
代表取締役　　相澤　泰子

丙　杉並区阿佐谷北1-7-3
社会医療法人河北医療財団
理事長　　河北　博文